

# 住宅耐震診断・住宅耐震改修設計 事業費補助金募集要項 (那覇市民間建築物耐震化促進事業)

## 1. 事業の目的

那覇市では、地震による既存建築物の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進することを目的として、民間住宅の耐震化補助を実施します。補助金は「耐震診断」及び「耐震改修設計」に要する費用の一部について交付します。

## 2. 補助対象建物

次に掲げる要件のいずれにも該当する者及び建築物を補助対象とします。

- 1) 那覇市域内に存する住宅であり、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅（兼用住宅、共同住宅、長屋住宅含む）又は、同日において工事中であった住宅。
- 2) 鉄筋コンクリート造の住宅。
- 3) 次のいずれかに該当する者。
  - ①住宅の所有者又は書面による所有者の承諾を得ている者。
  - ②区分所有された共同住宅にあっては、「建物の区分所有に関する法律」第 3 条に規定される団体又は同法 47 条に規定する法人（管理組合）。
  - ③土地所有者、居住者が異なる場合（戸建住宅）は、そのいずれにも書面による承諾を得ている者。
- 4) 建築物の構造について、国土交通大臣等の認定などを受けた特別な工法ではないこと。

## 3. 補助対象となる事業（耐震診断・耐震改修設計）

次に掲げる事項に基づき行う事業を補助対象とします。

- 1) 耐震診断
    - ①沖縄県の「沖縄県耐震技術者名簿」に登録された「沖縄県耐震技術者」が行う診断。
    - ②「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号)に定める方法による診断。
  - 2) 耐震改修設計
    - ①沖縄県の「沖縄県耐震技術者名簿」に登録された「沖縄県耐震技術者」が行う耐震改修設計。
    - ②耐震診断により  $I_s$  値が 0.42 未満であると判定された建築物の補強計画で、 $I_s$  値が 0.42 以上にする耐震改修を行う計画であること。また、延べ面積が 200  $m^2$  以上又は階数が 3 以上の建築物の場合は、耐震診断の結果について評価機関による判定を受けていること。（ $I_s$  値 建築物の地震に対する安全性の評価の結果を示す指標）
- ※改修工事については、裏面 7. 「窓口・お問合せ先」へご相談ください。

## 4. 事業（耐震診断・耐震改修設計）の完了期限

補助事業の完了（完了実績報告書を提出）の期限は事業年度の 2 月末までとします。

## 5. 補助金額

耐震診断、耐震改修設計に要する費用のうち、住宅の形式に応じて2/3以内の額を補助します。

### 1) 戸建住宅の場合

事業に要する費用と基準額90万円を比べ、少ない額の2/3以内の額（上限60万円）

（補助金額計算例1） 事業費が90万円の場合

補助金額 $90\text{万円} \times 2/3 = 60\text{万円}$	自己負担額 $90\text{万円} - 60\text{万円} = 30\text{万円}$
--	--

（補助金額計算例2） 事業費が120万円の場合

補助金額 $90\text{万円} \times 2/3 = 60\text{万円}$ （上限額）	自己負担額（補助対象額を超える部分含む） $120\text{万円} - 60\text{万円} = 60\text{万円}$
--	--

### 2) 共同住宅、長屋の場合

事業に要する費用と基準額（総戸数から1を引いた戸数に20万円を乗じた金額に90万円を加えた額・上限額300万円）を比較して少ない額の2/3以内の額（上限200万円）

（補助金額計算例1） 8戸・事業費が250万円の場合）

基準額  $(8-1)\text{戸} \times 20\text{万円} + 90\text{万円} = 230\text{万円}$

補助金額 $230\text{万円} \times 2/3 = 153.3\text{万円}$	自己負担額（補助対象額を超える部分含む） $250\text{万円} - 153.3\text{万円} = 96.7\text{万円}$
--	---

（補助金額計算例2） 12戸・事業費が350万円の場合）

基準額  $(12-1)\text{戸} \times 20\text{万円} + 90\text{万円} = 310\text{万円} \Rightarrow 300\text{万円}$ （上限額）

補助金額 $300\text{万円} \times 2/3 = 200\text{万円}$ （上限額）	自己負担額（補助対象額を超える部分含む） $350\text{万円} - 200\text{万円} = 150\text{万円}$
--	--

【注意！】必ず、補助を受けたい事業（耐震診断、耐震改修設計）の実施前にご相談ください。

## 7. 窓口・お問合せ先

那覇市 都市計画部 建築指導課 指導グループ 民間住宅耐震化事業担当  
TEL098-951-3244 FAX098-951-3245

募集内容と補助要綱「那覇市民間住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱」は、下記の建築指導課ホームページお知らせ欄で確認できます。

(<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/sidou/taisinhojyo.html>)

## 参考) 手続き等の流れ

### ①事前相談

相談カードご記入の上、市の窓口でご相談ください。図面等もご持参ください。  
注意) 必ず、補助を受けたい事業(耐震診断、耐震改修設計)の実施前にご相談ください。



### ②費用の見積

「沖縄県耐震技術者」の所属する実施機関(設計事務所や建設会社等)から耐震診断又は耐震改修設計費用の見積りを取り、自己負担額等を確認の上、耐震診断又は耐震改修設計の実施、補助申請を検討してください。



### ③補助金交付申請

補助金交付申請書に必要書類を添付の上、市の窓口提出してください。



### ④補助金交付決定通知

申請内容の審査後、補助金の交付が決定すれば、市から通知を行います。



### ⑤実施機関(設計事務所や建設会社等)との契約、耐震診断又は耐震改修設計の実施

④の通知受領後、実施機関(設計事務所や建設会社等)と契約し、「沖縄県耐震技術者」による耐震診断又は耐震改修設計を実施します。必要に応じ、耐震診断結果又は耐震改修設計について適切に行われたか、第三者機関で「判定」を受けます。



### ⑥完了実績報告

耐震診断又は耐震改修設計の完了後、完了実績報告書に必要書類を添付の上、市の窓口提出してください。



### ⑦交付確定通知

市で完了実績報告等を審査し、交付の可否及び補助金額を確定した後に通知します。



### ⑧補助金の交付請求

補助金交付請求書を提出してください。



### ⑨補助金の支払い

市から補助金の支払いを行います。